

矢掛町地域防災計画 修正概要

令和 7 年 3 月

1 令和6年度 矢掛町地域防災計画修正方針

- 国の「防災基本計画」（令和 6 年 6 月 28 日中央防災会議決定）の修正内容を元に見直す。
- 「岡山県地域防災計画」（令和 6 年 2 月見直し）の修正内容を元に見直す。
- 町の機構改革に沿った災害対策本部等の組織，事務分掌等を見直す。
- その他，必要事項を見直す。

(参考)

防災基本計画修正の概要**最近の施策の進展等を踏まえた修正**○新たな総合防災システムの運用開始

- ・ 防災情報の総合防災情報システム（SOBO-WEB）への集約

○水害対策の強化

- ・ 道路アンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化

○避難所以外で避難生活を送る避難者への支援

- ・ 自治体，保健師，福祉関係者等の間で連携した状況把握の実施
- ・ 在宅避難者，車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や，被災者支援に係る情報の提供

関連する法令の改正を踏まえた修正

<火山調査研究特別措置法の改正>

○活動火山対策の強化

- ・ 火山調査研究推進本部の設置
- ・ 「火山防災の日」を活用した防災知識の普及
- ・ 登山届等を容易に提出できる仕組みへの配慮

<医療法の改正>

○災害支援ナースの充実・強化

<水防法及び気象業務法の改正>

○国が取得した指定洪水予報河川に関する予測水位情報について，都道府県の求めに応じた提供の実施

<災害対策基本法施行令の改正>

○緊急通行車両確認標章等の事前交付**令和 6 年能登半島地震を踏まえた修正**

<令和 6 年能登半島地震を踏に係る検証チーム>

○被災地の情報収集及び進入方策

- ・ 車両や資機材の充実・小型化・軽量化
- ・ 無人航空機，SAR 衛星，衛星インターネット等の活用
- ・ 道路・空路を活用した道路啓開に向けた調整
- ・ 道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化

○自治体支援

- ・派遣職員が現地で自活できる資機材や装備品の充実
- ・応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化

○避難所運営

- ・パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置
- ・避難所における生活水の確保
- ・トイレカー等のより快適なトイレの設置への配慮
- ・高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化
- ・保健医療福祉に係る支援者（JRAT、JDA-DAT 等）の明確化

○物資調達・輸送

- ・運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保

＜その他各省庁における振り返り＞

○長時間継続する津波の見通し等に関する解説

○より実態に即した液化化リスク情報の提供

岡山県地域防災計画の主な修正内容

（１）防災基本計画の修正（令和５年５月）を踏まえた修正

＜多様な主体と連携した被災者支援＞

- ・県による災害中間支援組織の育成・強化、関係者の役割分担の明確化
- ・災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化
- ・災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備

＜県民への情報伝達＞

- ・長周期地震動階級に係る情報の解説・伝達
- ・通信障害発生時の丁寧な周知広報の実施
- ・障害者の情報取得・意思疎通に係る施策の推進

＜デジタル技術の活用＞

- ・被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用

（２）県の防災対策の見直し等を踏まえた修正

- ・「災害発生時における死者等の氏名等の公表方針」を明記
- ・社会福祉法人岡山県社会福祉協議会の指定地方公共機関への指定に伴う修正
- ・県の防災配備体制の基準に長周期地震動階級を追加

「岡山県地域防災計画の概要」より